



日本組織内弁護士協会  
www.jila.jp

2021年3月10日

【取材その他のお問い合わせ先】  
日本組織内弁護士協会 広報担当 岸田  
東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4F  
一般社団法人学会支援機構内（事務取扱）  
TEL:03-5981-6080 FAX:03-5981-6012

## 【夫婦別姓制度の導入について】

組織内弁護士(企業および官公庁の組織に勤務する弁護士)の任意団体である日本組織内弁護士協会(JILA)は、基本的人権の尊重擁護を使命とする弁護士の団体として、また、組織の価値向上に貢献し、組織における両性の平等や人権を尊重した環境整備のために重要な役割を担うビジネスパーソンの集団として、公平な職場環境の実現を目指し、夫婦別姓制度の導入を提言いたします。

### 【提言要旨】

1. 【氏の意義】 氏は、人が個人として尊重される基礎であること。
2. 【国際協調】 世界の中で夫婦同姓制度が義務付けられているのは日本のみ。いまだ Gender 後進国であり、まずは法制度における平等の実現が急務であること。
3. 【世論の変化】 2015 年は約 5 割の賛成に留まっていますが、2020 年には約 7 割にまで増加し、今や社会の多数意見を反映すべきという観点からも、夫婦別姓制度の早期の導入が望まれること。
4. 【通称使用】 通称使用によるプライバシーの問題、二つの姓の使用による混乱・煩雑さ・コスト増など、通称使用では、問題の解決にならず、むしろ別の問題が発生すること。

以上の理由により、夫婦別姓制度の導入を提言いたします。

詳細は添付資料をご覧ください。

### 【J I L A 理事長榊原美紀（さかきばらみき）のコメント】

今年中にも最高裁大法廷はこの問題を再度審理予定ですが、日本はいまだ Gender 後進国であり、まずは法制度における平等の実現が急務です。夫婦別姓制度の導入により、経済界における真の意味での男女共同参画型の経営が後押しされ、日本企業の競争力が強化されます。今後、夫婦別姓制度に向けた機運がますます高まり、2021 年が「男女平等元年」として記憶されることを願ってやみません。

### ■添付資料

- ・夫婦別姓制度の導入に関する理事長声明